

○愛知郡広域行政組合水道事業給水条例

平成10年3月31日条例第3号

改正

平成12年3月30日条例第8号
平成13年3月30日条例第2号
平成15年3月31日条例第2号
平成15年12月26日条例第5号
平成17年2月7日条例第1号
平成22年9月30日条例第9号
平成24年9月21日条例第2号
平成25年12月18日条例第7号
令和2年3月27日条例第3号

愛知郡広域行政組合水道事業給水条例

愛知郡広域行政組合水道事業給水条例（昭和50年条例第38号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、愛知郡広域行政組合水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 水道事業の給水区域は、愛知郡広域行政組合水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第29号）第2条第2項に定める区域とする。

2 管理者が公益上必要と認めるときは、給水区域外に分水することができる。

（用語の定義）

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 給水装置 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- 工事 法第3条第11項に規定する給水装置工事をいう。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更に係るものを除く。
- 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に消費税率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種類とする。

- 専用給水装置 1戸又は1事業所で専用するもの
- 共用給水装置 2戸又は2事業所以上で共用するもの
- 私設消火栓 消防用に供するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

（加入金）

第6条 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増す場合に限る。）の申込みをしようとする者は、次表に定める加入金の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を納付しなければならない。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額との差額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

（1）加入金の額

給水管の口径	加入金
13ミリメートル	95,000円
20ミリメートル	266,000円
25ミリメートル	447,000円
30ミリメートル	645,000円
40ミリメートル	1,121,000円
50ミリメートル	1,745,000円
75ミリメートル	3,888,000円
100ミリメートル	管理者が別に定める

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認められたものについては、組合においてその費用を負担することができる。

（工事負担金）

第8条 管理者は、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所(配水管等が設置されていてもその能力が限界に達している場所を含む。)への給水の申込みを受け新たに配水管等の設置を必要とするときは、工事の施工方法及び費用負担について、あらかじめ管理者と協議して、当該申込み者から工事負担金等を徴収することができる。

- 2 前項に規定する工事負担金の額は、当該配水管等設置に要する費用及びこれに付随する費用の合計額を基準として管理者が別に定める。
- 3 工事負担金は、配水管等を設置する工事に着手するまでに納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 既納の工事負担金は、工事しゅん工後に精算する。
(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定した者(法第25条3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し配水管に給水管を取付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。
(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
 - (2) 材料費
 - (3) 運搬費
 - (4) 労力費
 - (5) 道路復旧費
 - (6) 工事監督費
 - (7) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。
(工事費用の予納)

第12条 管理者に給水装置の工事を申込み者は、設計により算出した給水装置の工事費用の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事費用の概算額は、工事しゅん工後に精算する。
(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、組合はその責を負わない。
(給水契約の申込)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。
(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。
(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、管理人を選定し、管理者に届けなければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。
(メーターの設置)

第18条 給水量は、組合のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 メーターは、給水装置に設置しその位置は、管理者が定める。
(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。
(水道使用中止、変更等の届出)

第20条 水道の利用者等は、次の各号の一に該当するときは、直ちに管理者に届出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止し、又は再開するとき。
- (2) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (4) 共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
- (5) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- (6) 消火に水道を使用したとき。

(権利義務の承継)

第21条 給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する権利義務とともに承継したものとみなす。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第23条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水及び貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の給水栓の水質について、水道利用者等及び貯水槽水道の利用者等から検査の請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は1か月について、次の表に定める基本料金又は基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

給水管の口径	基本水量	基本料金	超過料金(1立方メートルにつき)
13ミリメートル	10立方メートル	1,239円	11立方メートル以上 50立方メートル以下 96円 51立方メートル以上 200立方メートル以下 105円 201立方メートル以上 115円
20ミリメートル	20立方メートル	2,477円	21立方メートル以上 50立方メートル以下 96円 51立方メートル以上 200立方メートル以下 105円 201立方メートル以上 115円
25ミリメートル	30立方メートル	3,715円	31立方メートル以上 50立方メートル以下 96円 51立方メートル以上 200立方メートル以下 105円 201立方メートル以上 115円
30ミリメートル	40立方メートル	4,953円	41立方メートル以上 50立方メートル以下 96円 51立方メートル以上 200立方メートル以下 105円 201立方メートル以上 115円
40ミリメートル	60立方メートル	7,429円	61立方メートル以上 200立方メートル以下 105円 201立方メートル以上 115円
50ミリメートル	100立方メートル	12,381円	101立方メートル以上 200立方メートル以下 105円 201立方メートル以上 115円
75ミリメートル	300立方メートル	37,143円	301立方メートル以上 115円
臨時用	1立方メートル		286円

(料金の算定)

第27条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第28条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、メーターによることなく使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。

- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により水道を使用するとき。
(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金の算定は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1か月として算定した金額

2 月の中途において、その口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第30条 工事その他の理由により、臨時に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納させることができる。

2 概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収)

第31条 料金は、毎月、水道使用者等から徴収する。水道使用者等は、管理者が指定する期間内に、当該使用水量に係る料金を納付しなければならない。共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区別により、申込み者から徴収する。

- (1) 第9条第1項の指定をするとき。1件につき10,000円
- (2) 法第25条の3の2の指定の更新をするとき。1件につき8,000円
- (3) 第9条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)1回につき1,000円
- (4) 第9条第2項の工事の検査又は分岐工事の立会いをするとき。1回につき2,000円
- (5) 各種証明書を交付するとき。1件につき200円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(料金の支払請求権の放棄)

第33条の2 管理者は、民法(明治29年法律第89号)第173条の規定により消滅時効の完成した料金の支払請求権について、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第26条の料金、第32条の手数料、その他この条例により納付すべき工事費等を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第37条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(同居人の行為に対する責任)

第38条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用者及びその他従業者の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(過料)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者

- (2) 正当な理由がなくて、第18条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

- (4) 第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 管理者は、詐欺その他不正の行為によって、第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

第6章 貯水槽水道

(愛知郡広域行政組合の義務)

第41条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の義務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(加入金の特例)

2 平成10年4月1日から平成10年6月30日までの間において、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。)の申込みをしようとする者が納付する加入金の額は、第6条の規定にかかわらず、改正前の愛知郡広域行政組合水道事業給水条例第32条及び第33条の規定の例により算出した額とする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、改正前の条例によってなされた承認、検査、その他の処分又は申込み、届出、その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成12年3月30日条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第32条の改正規定並びに第41条及び第42条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月26日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の愛知郡広域行政組合給水条例第26条第1項の規定は、平成16年5月分の料金から適用する。

附 則(平成17年2月7日条例第1号)

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成22年9月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第2号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛知郡広域行政組合給水条例第26条の規定は、平成26年5月分の料金から適用する。

附 則(令和2年3月27日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。
